

糸満市公告第4号

那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月29日

糸満市長 當銘 真栄



記

- 1 土地区画整理事業の名称
那覇広域都市計画事業真栄里土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
糸満市
- 3 施行区域
糸満市字真栄里、底原、万謝原、長増原、辻原、兼久原、ヨナヨシ原、アラダイ原の各一部とする。
- 4 事業施行期間
令和6年11月1日から令和15年3月31日まで
- 5 事業所の所在地及び関係図書の縦覧場所
糸満市潮崎町1丁目1番地 糸満市役所
真栄里地区事業推進局 区画整理課
- 6 事業計画決定の年月日
令和6年11月1日
- 7 事業計画変更の年月日
令和8年1月29日